

平成 21 年 2 月 16 日

大井 寿生 様

静岡県知事  
石川嘉延

**静岡空港西側制限表面部の支障物件に係る「申入書」について**

2 月 11 日、大井様より、私あてに申入れを頂きましたが、私の果たすべき責務から考えて、そのままをお受けいたしかねるところです。

県民の皆様から私に課せられた責務は、静岡県の今後の発展のために、まずは 6 月の開港に万全を尽くすとともに、早期に滑走路長 2,500m での完全運用を実現することと考えております。

私としては、完全運用が実現し、静岡県がさらに発展し、県民の皆様喜んでいただけるためには、大井様の御理解が是非とも必要であると考えております。

今般、航空法第 49 条第 3 項に規定する手続きを開始いたしますが、この条項は話し合いにより解決することが前提となっておりますため、引き続き誠心誠意協議に取り組む所存ですので、大井様の一層の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。